

2. 都の支援策について

上記1の感染防止対策を徹底いただくにあたり、都としては事業者のみなさまに対して、以下のような支援策を展開しておりますので、ぜひご活用いただきますよう周知の程よろしく願います。

(1) 感染症対策サポート助成事業

業界団体が作成した感染拡大予防ガイドライン等に沿った新型コロナウイルス感染症対策を行う、東京都内の中小企業等に対し、経費の一部を助成します。

【問い合わせ】

(公財) 東京都中小企業振興公社 感染症対策サポート助成事業事務局

電話：03-4335-7990 (平日 9時～17時)

(2) 飲食事業者の業態転換支援

新型コロナウイルス感染症の流行により、大きく売上が落ち込んでいる都内中小飲食事業者が、新たなサービスとして「テイクアウト」「宅配」「移動販売」を始める場合、経費の一部を助成します。

【問い合わせ】

(公財) 東京都中小企業振興公社 業態転換事務局

電話：03-6260-7027 (平日 9時～16時30分)

(3) 東京都中小企業制度融資 (感染症メニュー)

感染症の影響を受けた都内中小企業者の方を対象に、様々なメニューにより円滑な資金調達を後押しします。

○特別借換 (新型コロナウイルス感染症対応緊急融資等)

令和元・2年度の都による感染症対応融資 (感染症対応・感染症借換・危機対応 (コロナ)) の借換に対応します。

○新型コロナウイルス感染症対応融資 (伴走全国・伴走対応)

感染症の影響により売上が15%以上減少している中小企業者を対象に必要な資金を融資するとともに、金融機関が経営改善を伴走支援します。

○事業転換・業態転換等支援融資 (新型コロナウイルス感染症対応)

感染症の影響により売上が5%以上減少している中小企業者が、事業転換や事業の多角化、デリバリー対応等の業態転換に取り組む際に必要な資金を融資します。

【問い合わせ】

産業労働局 金融部 金融課

電話：03-5320-4877

(4) テレワーク推進強化奨励金

職場においてテレワーク推進の中心的な役割を担う「テレワーク推進リーダー」を設置した東京都内の中小企業等が、テレワーク推進強化期間中に「週3日・社員の7割以上」、1か月間または2か月間テレワークを実施した場合、通信費など企業が負担・支出した経費に基づき算定した定額の奨励金を支給します。

【問い合わせ】

<「テレワーク推進リーダー」制度について>

産業労働局 雇用就業部 労働環境課

電話：03-5320-4657

<奨励金について>

(公財) 東京しごと財団企業支援部雇用環境整備課「テレワーク推進強化奨励金」事務局

電話：03-6734-1301 (平日 9時～17時※12時～13時除く)